

プラスチック一括回収方策に関するサウンディング型市場調査 実施要領

令和4年7月

川崎市 環境局

生活環境部 廃棄物政策担当

1 調査の背景・目的

脱炭素社会の実現、海洋プラスチックごみ問題への対応が、世界的な喫緊の課題となっており、国では令和3年6月、「プラスチック資源循環法（以下、「法」という。）」を制定するなど、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

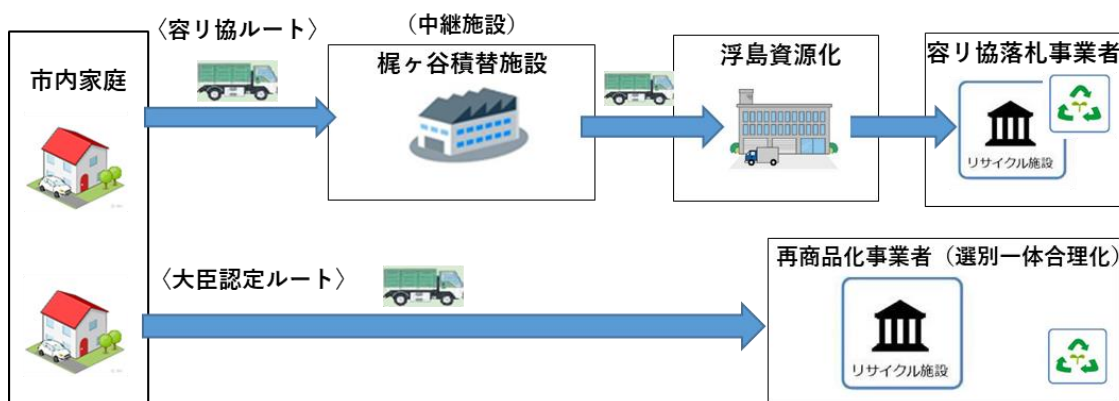
本市は、これまで「容器包装リサイクル法」に基づいて、プラスチック製容器包装を分別品目として収集し、浮島資源化処理施設で選別・圧縮の中間処理を行い、容器包装リサイクル法のリサイクルルート^{※1}を活用して資源化している一方、「プラスチック製品」については普通ごみ（燃えるごみ）として収集し、令和2（2020）年度で約1.6万tを焼却処理しています。これを資源化することで、温室効果ガスの発生を大きく減らしていくことが可能となります。

プラスチック資源循環に向けた取組として、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収を行うとともに、これまでの容器包装リサイクル法のリサイクルルートを最大限活用しながら、併せて、法に基づき市が独自に再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行う手法^{※2}（以下、「大臣認定ルート」という。）も活用し、資源化を行うことを検討しております。

そのため、民間事業者の皆様の御意見を伺い、プラスチック一括回収に向けた事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、サウンディング型市場調査（本調査）を実施いたします。

- ※1：国の指定法人である容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法
- ※2：法に基づき、市が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法

【事業イメージ】



2 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者から、大臣認定ルートを活用した再商品化手法等について個別対話にて御意見を伺います。御意見を伺うにあたっては、事前に提案書を提出していただきます。

3 調査の内容

次の項目について御提案ください。

- (1) 事業所で受入可能なプラスチックの基準
- (2) 受入条件（荷姿、搬入条件等）
- (3) 受入可能量
- (4) 受入可能時期
- (5) 再商品化工程及び再商品化手法（エネルギー回収を除く）
- (6) 再商品化に要する費用
- (7) 処理先の施設が故障した場合の受入対応について
- (8) 再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組について

※その他項目についても自由に御提案ください。

4 対象者

大臣認定ルートを活用したプラスチックの再商品化が可能又はこれから再商品化事業を行うことを計画している法人や法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者

5 調査スケジュール

実施要領の公表	令和 4 年 7 月 1 日（金）
質問の送付期限	令和 4 年 7 月 11 日（月）
質問への回答の公表	令和 4 年 7 月 19 日（火）
調査参加申込期限	令和 4 年 7 月 29 日（金）
提案書の提出期限	令和 4 年 7 月 29 日（金）
調査実施日時及び場所の連絡	令和 4 年 8 月 1 日（月）
調査の実施	令和 4 年 8 月 4 日（木）から 8 月 9 日（火）の間
実施結果概要の公表	令和 4 年 9 月

6 参加申込方法

- (1) 申込書類
サウンディング調査参加申込書（様式1）
- (2) 申込期間
令和4年7月19日（火）から令和4年7月29日（金）まで
- (3) 申込方法
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

7 提案書の提出方法

- (1) 提出書類
様式2「提案書」又は任意の様式
- (2) 提出期間
令和4年7月19日（火）から令和4年7月29日（金）まで
- (3) 提出方法
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。

8 質問の受付・回答

- (1) 質問書類
様式3「質問書」又は任意の様式
- (2) 提出期間
令和4年7月1日（金）から令和4年7月11日（月）まで
- (3) 提出方法
問い合わせ先のメールアドレスあて送付してください。
- (4) 回答
回答は、令和4年7月19日（火）に、川崎市ホームページにて公表します。

9 個別対話の実施方法

- (1) 実施期間
令和4年8月4日（木）から令和4年8月9日（火）
午前10時～午後5時

※具体的な対話の日時については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者あてに連絡いたします。

(2) 所要時間

1 時間程度（対話の内容によっては超過する場合があります）

(3) 場所

川崎市役所内会議室

※実施日によって場所が変更となるため、決定日時と併せて場所の御連絡をいたします。

(4) その他

ア サウンディング調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。また、サウンディング調査の実施に際して説明のために別途必要な資料がある場合は、提出分として3部を御持参ください。

イ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインによる調査の実施も可能としますので、御希望がございましたら事前に御連絡ください。

1 0 対話内容の公表等

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和4年9月頃に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

1 1 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

イ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

1 2 問い合わせ先

本調査に関すること（申込、質問、提出等）は以下に御連絡ください。

川崎市 環境局 生活環境部 廃棄物政策担当 小林、大澤担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-3721

メール：30haise@city.kawasaki.jp